

改 正 案

現 行

<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容) 第二十九条 (略)</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 会計方針の変更</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(特定金庫における計算関係書類の監査) 第三十一条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会計方針の変更</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容) 第二十九条 (略)</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(特定金庫における計算関係書類の監査) 第三十一条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>三・四 (略)</p> <p>4 当該事業年度に係る計算関係書類の監査をする時における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る計算関係書類に表示す</p>
---	--

4|

(略)

5|

(略)

べき事項をいう。以下この項において同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算関係書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。

改正案	現行
<p><b>別紙様式第1号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3.      （略）</p> <p>4. <u>当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この4.において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この4.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この4.において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><b>別紙様式第1号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3.      （略）</p> <p>4. <u>当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総代会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案

別紙様式第2号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
外 国 為 替		未 払 費 用	
外 国 他 店 預 け		給 付 補 填 備 金	
外 国 他 店 貸		未 払 法 人 税 等	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
  - (4)～(25) (略)
- ～9 (略)

現行

別紙様式第2号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
外 国 為 替		未 払 費 用	
外 国 他 店 預 け		給 付 補 て ん 備 金	
外 国 他 店 貸		未 払 法 人 税 等	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
    - ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
    - ② 表示方法を変更したときは、その内容
  - (4)～(25) (略)
- ～9 (略)

改正案

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から ） 損益計算書  
 年 月 日まで

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×
給付補填備金繰入額	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
繰越金（当期首残高）	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. ～11. (略)
12. 溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定す

現行

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から ） 損益計算書  
 年 月 日まで

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×
給付補てん備金繰入額	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
前期繰越金	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
  4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. ～11. (略)
- (新設)

改正案	現行
<p><u>る遡及適用をいう。以下この 12. において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 12. において同じ。）を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。</u></p>	

改正案	現行
<p><b>別紙様式第5号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3.      （略）</p> <p>4. <u>当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この4.において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この4.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この4.において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><b>別紙様式第5号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3.      （略）</p> <p>4. <u>当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総代会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p><b>別紙様式第6号</b>（第25条第1項関係）</p> <p>第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）</u></p> <p>(4)～(25) （略）</p> <p>2. ～9. （略）</p>	<p><b>別紙様式第6号</b>（第25条第1項関係）</p> <p>第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4)～(25) （略）</p> <p>2. ～9. （略）</p>



改正案

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
繰越金（当期首残高）	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. ～11. (略)
12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12.において同じ。）を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

現行

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
前期繰越金	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
  4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. ～11. (略)
- (新設)

改正案	現行
<p><b>別紙様式第9号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～4.      （略）</p> <p>5. <u>当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この5.において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この5.において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この5.において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><b>別紙様式第9号</b>（第25条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（      年 月 日から      年 月 日まで ） 業務報告</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>(1)      （略）</p> <p>(2) 事業成績の推移</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～4.      （略）</p> <p>5. <u>当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総代会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>(3)      （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p><b>別紙様式第 10 号</b>（第 25 条第 1 項関係）</p> <p>第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 3、第 8 条の 3 の 2 及び第 8 条の 3 の 4 から第 8 条の 3 の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）</u></p> <p>(4)～(25) （略）</p> <p>2 . ～9 . （略）</p>	<p><b>別紙様式第 10 号</b>（第 25 条第 1 項関係）</p> <p>第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4)～(25) （略）</p> <p>2 . ～9 . （略）</p>

改正案

別紙様式第 11 号（第 25 条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
繰越金（当期首残高）	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. ～11. (略)
12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この 12. において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 12. において同じ。）を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

現行

別紙様式第 11 号（第 25 条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
前期繰越金	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)
  4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. ～11. (略)
- (新設)

改正案

別紙様式第 13 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書

（略）

第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

1. ～14. （略）

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
繰越金（当期末残高）			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		
そ の 他			（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）			

（記載上の注意）

1. ～4. （略）

5. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末	年 月 日	現在	（信用金庫名）	
科	目	金 額	科	目

現行

別紙様式第 13 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書

（略）

第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

1. ～14. （略）

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
次 期 繰 越 金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		
そ の 他			（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）			

（記載上の注意）

1. ～4. （略）

（新設）

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末	年 月 日	現在	（信用金庫名）	
科	目	金 額	科	目

改正案

現行

(略)	(略)
外 国 為 替	未 払 費 用
外 国 他 店 預 け	給 付 補 填 備 金
外 国 他 店 貸	未 払 法 人 税 等
(略)	(略)

(略)	(略)
外 国 為 替	未 払 費 用
外 国 他 店 預 け	給 付 補 て ん 備 金
外 国 他 店 貸	未 払 法 人 税 等
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第3損益計算書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫名)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×
(略)	(略)
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第3損益計算書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫名)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×
(略)	(略)
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×

改正案

現行

繰越金（当期首残高）	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

前期繰越金	× × ×
.....積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1. ~3. (略)
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. ~11. (略)
12. 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

1. ~3. (略)
  4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. ~11. (略)
- (新設)

第4 剰余金処分計算書

第4 剰余金処分計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫名)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 積 立 金	
繰越金（当期末残高）	

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 積 立 金	
次 期 繰 越 金	

(略)

(略)

第5 損失金処理計算書

第5 損失金処理計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫名)

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
繰越金（当期末残高）	

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(以下略)

(以下略)

改正案	現行				
<p><b>別紙様式第 13 号の 2</b>（第 131 条第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 ( ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1 . ・ 2 . (略)</p> <p>3 . 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 . ～ 4 . (略)</p> <p><u>5 . 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 . (略)</p> <p style="text-align: center;">2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 14 条の 2、第 14 条の 3 及び第 14 条の 5 から第 14 条の 8 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 3 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7) ～ (20) (略)</p> <p>2 . ～ 7 . (略)</p> <p style="text-align: center;">3 ( ( 年 月 日から ) 連結損益計算書           ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">科 目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	科 目	金 額	<p><b>別紙様式第 13 号の 2</b>（第 131 条第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 ( ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1 . ・ 2 . (略)</p> <p>3 . 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 . ～ 4 . (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 . (略)</p> <p style="text-align: center;">2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 15 条の 6 第 1 項から第 3 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7) ～ (20) (略)</p> <p>2 . ～ 7 . (略)</p> <p style="text-align: center;">3 ( ( 年 月 日から ) 連結損益計算書           ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">科 目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	科 目	金 額
科 目	金 額				
科 目	金 額				



改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他業務収益	× × ×	その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×	その他経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×		
償却債権取立益	× × ×		
その他の経常収益	× × ×		
(略)	(略)	(略)	(略)
資金調達費用	× × ×	資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×	預金利息	× × ×
給付補填備金繰入額	× × ×	給付補てん備金繰入額	× × ×
(略)	(略)	(略)	(略)
特別利益	× × ×	特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×	固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×	負ののれん発生益	× × ×
		貸倒引当金戻入益	× × ×
		償却債権取立益	× × ×
その他の特別利益	× × ×	その他の特別利益	× × ×
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1.・2. (略)		1.・2. (略)	
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>非経常的な利益又は損失を記載すること。</u>		3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</u>	
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。</u>		ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</u>	
4. ~7. (略)		4. ~7. (略)	
(以下略)		(以下略)	

改正案

別紙様式第 14 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書  
（略）  
第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで）

1. ～15. （略）

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
繰越金（当期末残高）					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1. ～5. （略）

6. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
繰越金（当期末残高）			基本的項目からの控除分		

現行

別紙様式第 14 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書  
（略）  
第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで）

1. ～15. （略）

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
次 期 繰 越 金					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1. ～5. （略）

（新設）

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
次 期 繰 越 金			基本的項目からの控除分		

改正案

現行

			を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用保管機能を持つ I/O ストリップス		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用保管機能を持つ I/O ストリップス		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～4. (略)

5. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 3、第 8 条の 3 の 2 及び第 8 条の 3 の 4 から第 8 条の 3 の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第 3 損益計算書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×

(記載上の注意)

1. ～4. (略)

(新設)

第 2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第 3 損益計算書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×

改正案

現行

金融商品取引責任準備金取崩額 (略)	× × ×	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	
繰越金(当期首残高)	× × ×	
.....積立金取崩額 (略)	× × ×	(略)

金融商品取引責任準備金取崩額 (略)	× × ×	(略)
当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	
前期繰越金	× × ×	
.....積立金取崩額 (略)	× × ×	(略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1. ~3. (略)
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高)の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. ~11. (略)
12. 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。

1. ~3. (略)
  4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. ~11. (略)
- (新設)

(略)

(略)

第5 剰余金処分計算書

第5 剰余金処分計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
振 興 基 金	
繰越金(当期末残高)	

科 目	金 額
(略)	(略)
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

(略)

(略)

第6 損失金処理計算書

第6 損失金処理計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
繰越金(当期末残高)	

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

改正案	現行
(以下略)	(以下略)

改正案	現行
<p><b>別紙様式第 14 号の 2</b>（第 131 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業概況書</p> <p>1 . ・ 2 . （略）</p> <p>3 . 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 5 . （略）</p> <p>6 . 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 4 . （略）</p> <p>5 . 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 （略）</p> <p style="text-align: center;">2 （ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) <u>会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 14 条の 2、第 14 条の 3 及び第 14 条の 5 から第 14 条の 8 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）</u></p> <p>(4) ～ (20) （略）</p>	<p><b>別紙様式第 14 号の 2</b>（第 131 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業概況書</p> <p>1 . ・ 2 . （略）</p> <p>3 . 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 5 . （略） （新設）</p> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 4 . （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1 （略）</p> <p style="text-align: center;">2 （ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) ～ (20) （略）</p>

改正案

2. ～9. (略)

3 ( 年 月 日から ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
 ( 年 月 日まで )

(略)

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

5. ～8. (略)

(2) 連結包括利益計算書

(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5. 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の

現行

2. ～9. (略)

3 ( 年 月 日から ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
 ( 年 月 日まで )

(略)

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. ～8. (略)

(2) 連結包括利益計算書

(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

改正案

包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4. の注記と併せて記載することを妨げない。

(3) 連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

5. ～9. (略)

10. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

11. 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記10. の注記と併せて記載することを妨げない。

(以下略)

現行

(3) 連結損益及び包括利益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～3. (略)

4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. ～9. (略)

10. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

(以下略)



改正案

別紙様式第 15 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書

（略）

第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで）

1. ～16. （略）

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
繰越金（当期末残高）					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
			（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1. ～5. （略）

6. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
繰越金（当期末残高）			基本的項目からの控除分 を除く、自己資本控除と		

現行

別紙様式第 15 号（第 131 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

業 務 報 告 書

（略）

第 1 事 業 概 況 書

第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで）

1. ～16. （略）

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
次 期 繰 越 金					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
			（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1. ～5. （略）

（新設）

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

（単位：百万円）

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
次 期 繰 越 金			基本的項目からの控除分 を除く、自己資本控除と		

改正案

現行

			される証券化エクスポージャー及び信用保管機能を持つ I/O ストリップス		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			される証券化エクスポージャー及び信用保管機能を持つ I/O ストリップス		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～4. (略)

5. 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 3、第 8 条の 3 の 2 及び第 8 条の 3 の 4 から第 8 条の 3 の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第 3 損益計算書

第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1. ～4. (略)

(新設)

第 2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4)～(25) (略)

2. ～9. (略)

第 3 損益計算書

第 期 末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
その他の業務収益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
(略)	(略)
特別利益	× × ×
固定資産処分益	× × ×
負ののれん発生益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償却債権取立益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
(略)	(略)

改正案

現行

当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
繰越金（当期首残高）	× × ×
・・・・・・・・・・積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

当期純利益（又は当期純損失）	× × ×
前期繰越金	× × ×
・・・・・・・・・・積立金取崩額	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

- 1. ～3. (略)
- 4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ～11. (略)
- 12. 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

- 1. ～3. (略)
- 4. 「その他の特別利益」は前期損益修正その他異常な利益を記載し、「その他の特別損失」は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6. ～11. (略)

(略)

(略)

第5 剰余金処分計算書

第5 剰余金処分計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
振 興 基 金	
繰越金（当期末残高）	

科 目	金 額
(略)	(略)
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

(略)

(略)

第6 損失金処理計算書

第6 損失金処理計算書

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

第 期 ( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )  
(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
繰越金（当期末残高）	

科 目	金 額
(略)	(略)
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(以下略)

(以下略)